解説

アメリカにおける デリバティブ課税 ²

神 戸 大 学 教 授 古 賀 智 敏

- 目 次 -

- I はじめに
- Ⅱ デリバティブ課税をめぐる3つの側面
- Ⅲ 先物・先渡契約の課税
 - 1 先物契約の課税
 - 2 先渡契約の課税

(以上前号)

- Ⅳ スワップ契約の課税
- ▽ オプション契約の課税
- Ⅵ 小 括

№ スワップ契約の課税

スワップ契約(swap contracts)とは,将来発生するキャッシュ・フローを2つの当事者間で交換する相対取引をいう。2当事者間で固定金利のキャッシュ・フローを変動金利のキャッシュ・フローとの交換を行う金利スワップが最も一般的であるが,ほかに通貨,コモディティ,エクィティ,あるいは信用エクスポージャーに基づくスワップ契約が含まれる。このようなスワップ契約は,通常,差金支払い(net payment)によって決済される。

U.S税法上(U.S " Tax Code "), スワップ契約は「想定元本契約(notional principal contracts: NPS)」として規定されている。これは,現金を対価として売買される資産に対して,支払額がある想定元本に基づいて決定される契約をいう。I.R.C .1 446 - 3 では,想定元本契約は次のように定義づけられている(Sec .1 446 - 3 (c)(1) (i)) 14

「想定元本契約は,予め定められた対価または類似の金額を支払う約束と交換に,想定元本に基づいて 予め定められた期間に,予め定められた指数によっ て算定された金額で,一方の当事者から他方の当事者への支払いをもたらす金融商品である。」

このように,想定元本契約は,想定元本による金額,つまり,当事者間で実際に交換される金額ではなく,特定の指数、固定金利など)を乗じて算定された金額に基づく契約をいい,金利スワップ,通貨スワップ,ベーシス・スワップ,金利キャップや金利フロアー等が含まれる(Sec. § 1.446 - 3(c)(i))。

I.R.C. 1 446 - 3の規定のもとで,課税対象となるスワップ支払いとして,期間的支払い(periodic payment),非期間的支払い(non-periodic payment),および終結時の支払い(termination)の3つのタイプがある。それぞれのタイプによって課税計算は異なった取り扱いを受ける。

(1) 想定元本契約における期間的支払いの課税処理

期間的支払いとは、「想定元本契約に従って授受された支払いで、契約の全体期間の間で1年もしくはそれ未満の期間に支払わなければならない支払い」として定義づけられる(Sec.§1 446 - 3(e)(1))。かかる支払い金額は予め定められた指数と想定元本の金額に基づいて決定され、その税務上の取扱いは単純である。すなわち、すべての納税者は、会計方法のいかんにかかわらず、期間的支払いの日割計算額(ratable daily portion)を、当該金額が妥当する課税年度の所得(通常所得)として認識しなければならない(Sec.§1 .446 - 3(e)(2))。以下,簡単な例を用いて説明することにしたい。15

【設例4】

1999年7月1日,AとBとは金利スワップ契約を締結するとしよう。AはBに2000年7月1日以降,5年間にわたって毎年7月1日に12ケ月LIBORの金利を支払うのに対し,BはAに7%の固定金利を支払うことにする。1999年7月1日,12ケ月LIBORは55%,想定元本は10億ドル(\$100百万)であった。A,Bともに課税利得を発生基準に基づき算定するものとする。

本設例に示された支払いは期間的支払いとして区分され,スワップ期間中,毎年,1年またはそれ未満の期間で発生する。2000年7月1日,AはBに\$5,500,000,そして,BはAに\$7,000,000支払わなければならない。税法規定上,1999年課税年度におけるAの日割計算額は\$2,750,000(6/12×\$5,500,000)であり,Bのそれは

\$3,500,000(6/12×\$7,000,000)である。同課税年度における正味計算額は,\$750,000(\$3,500,000-\$2,750,000)である。したがって,1999年度のAの課税スワップ所得は\$750,000であり,Bは同額だけ控除可能となる。正味計算額(\$1,500,000)の残額\$750,000は,課税年度2000年において認識される。

(2) 想定元本契約の終結時の支払いの課税処理

終結時の支払いとは、「想定元本契約のもとで当事者に残された権利および義務のすべて、またはその一部を消滅または譲渡するために授受した支払い(Sec 1 446・3(h)(1)をいう。スワップ契約を消滅させるためには、契約の原当事者間で支払いがなされたり、一方の当事者から第三者へ契約の譲渡のための支払いが行われる。このような契約の消滅・譲渡に伴う支払いが終結時の支払いである。それはまた想定元本契約の交換に係る実現利得・損失をも包含するものである。

スワップ契約は,契約時点では正味現在価値はゼロで あるが,時の経過とともにその公正価値は変動する。そ こで一方の当事者がスワップ契約を破棄しようとする場 合,他方の当事者に対してスワップ契約の公正価値の差 額を支払わなければならない。たとえば、AはBから固定 金額(公正価値 \$ 90百万)を受け取り, Bに変動金額(公正 価値\$100百万)を支払うという簡単なケースを想定され たい。この場合,固定金額と変動金額との公正価値の差 額10百万ドルが,スワップ契約を終結させるためにAが Bに支払わなければならない支払額をなす。したがって, 当該年度においてAは10百万ドルの損失を認識し,Bは 同額の利得を認識する。かかる利得・損失が資本利得・ 損失なのか通常の所得として区分されるべきかに関して、 規定上は明らかではない。16 しかし,理論的には,想定 元本契約における資産が資本的資産 capital asset)の性 格をもつか否かによって,終結に伴う支払額の性格は規 定されるべきであると解される。17

(3) 想定元本契約における非期間的支払いの課税処理 最後に,非期間的支払いは,「想定元本契約において 授受された,期間的支払いまたは終結時の支払い以外の 支払い」(Sec .1 446 - 3(f)(1))として,包括的に規定されている。具体的には,キャップ・フロー契約のプレミアム,オフマーケット・スワップ契約の支払い,および

オプション契約のプレミアムなどが例示される。一般に,非期間的支払いは,想定元本契約の期間にわたって,契約の経済的実質を反映するような方法で認識されなければならない(Sec.1 446 - 3)f(2(i))。スワップ契約に係る非期間的支払い(スワップのレッグの一部または全部に対する前払金など)は,予め定められた指数や想定元本金額を反映するようなフォワード・レートに準拠して契約期間にわたって期間配分されなければならない(同(ii))。この場合,かかる支払いが関連づけられる課税年度に対して,非期間的支払いの日割計算額が通常所得として算入されることになる。18

▽ オプション契約の課税

デリバティブ課税の中で最も統一性を欠いているのがオプションの課税規定である。アメリカ税法においてオプションの課税を取り扱ったものとして,I.R.C1234条,1234A条,および1256条の3つがある。19 I.R.C1234条は,株式その他有価証券やコモディティ等に関する購入・売却のオプションの課税問題を取り扱うのに対し,1256条は,ある種の上場オプションや通貨オプションに関する取扱いルールを示す。また,1234A条は,上記の2つの規定によってカバーされないオプション・ホルダーおよびライターのための課税ルールを提供するものである。

オプションの課税目的上,オプションに関する2つの 区分,つまり,「上場オプション-対-非上場オプション」,「エクィティ・オプション-対-非エクィティ・オプション」について説明しておきたい。

- (i) オプションは,それが適格性ある取引所(qualified board or exchange)で売買されるか否かによって「上場オプション(listed option)」か「非上場オプション(unlisted option)」かに区分される。上場オプションとは,S・E・Cに登録している証券取引所,またはコモディティ先物取引委員会(Commodity Futures Trading Commission: CFTA)によって契約市場として指定された国内取引所で売買されるオプションをいい,店頭市場で取引されるオプションが非上場オプションである(Sec.1256(g)(5)(7))。
- (ii) オプションは,また「エクィティ・オプション(eq-

uity option)」か「非エクィティ・オプション(nonequity option)」かに区分される。エクィティ・オプションとは,株式を購入または売却するか,あるいはその価値が直接または間接的に株式ないし株価指数を参照することによって決定されるようなオプションをいう(同(6(A))。ただし,S&P500先物契約その他先物契約のオプションなどCFTAによって規制されたものは,エクィティ・オプションには含められない(同(6(B))。I.R.C1256条の対象となるのは,非エクィティ・オプションである。

まず、1256条オプション(Section 1256 options)の税務上の取扱いを考えてみたい。これらのオプションは、前述の先物契約と同じ市場価値評価ルール(marked-to-market rules)の適用を受けるので、取引所で取引される先物契約と同じ課税ルールに従うことになる。20 すなわち、投資者は1256条オプションの価値上昇相当額を証拠金勘定から引き出すことができ、利得・損失についても同様に40%/60%ルールが適用される。ここで対象となるオプションは、取引所等で取り引きされる非エクィティ・オプションのオプションであり、多くの場合、先物契約を原資産とするオプションがこれに該当する。

【設例5】

1999年7月1日,投資者は2000年3月10日限月原油先物(原油10,000バーレル,行使価格\$18)を購入した。オプション料は\$1,000(\$0,1×10,000バーレル)であった。1999年12月31日,原油価格は\$19になり,オプション価格は\$6,000に上昇した。この場合,1999年課税年度においては,正味利得\$5,000(\$6,000-\$1,000)の40%(\$2,000)が短期資本利得になり,60%(\$3,000)が長期資本利得となる。

2000年2月1日,原油価格が\$20となりオプションが\$16,000で売却されたとしよう。この場合,正味実現利得\$15,000(\$16,000-\$1,000)のうち,\$5,000は既に1999年課税計算に算入されているので,残額\$10,000が2000年度の課税計算に算入されることになる。ここでも,同様に40%/60%ルールが適用される。なお,このオプションが行使されないままで消滅したとすれば,投資者はオプション料相当額(\$1,000)の「資本損失」を認識する。また,同オプションを行使して原油先物契約を購入

した場合,オプション料は,先物契約の課税ベースに加算されることになる。²¹

それでは,エクィティ・オプションについてはどうであろうか。I.R.C1234条は,株式などのエクィティ商品の売買オプションを取り扱ったものであり,その内容は次のとおりである。

「物財の購入または売却オプションの売却または交換による利得・損失,あるいは、オプションを)行使し得なかったことによって生じた損失は,当該物財の売却または交換から生じた利得・損失として考えられ,その性格はオプションが関連する物財が納税者に委ねられた性格と同じものとなる。(Sec .1234 (a)(1))

株式に係るプット・オプション並びにコール・オプションは、上場されたものであれ非上場のものであれ、投資者にとっては「資本的資産」として考えられる。これらの株式オプションは、エクィティ・オプションをなし、先の1256条オプションに対する市場価値評価ルールの適用対象とはならない。この場合、オプション購入のプレミアム(オプション料)は、非控除の資本的支出(nondeductible capital expenditure)を表し、オプションが行使されるまで繰延勘定において繰り延べられなければならない。コール・オプションの保有者は、オプションの行使時には利得・損失を認識せず、オプション料は取得した株式の課税ベーシスに加算される。22

【設例6】

1999年7月1日,投資者はIBM株式のコール・オプション(行使価格\$180)を\$5で購入した。1999年10月1日,同オプションを行使しIBM株式を一株当たり\$180で購入した。この場合,IBM株式に対する課税ベーシスは\$185となる。1999年12月31日,同株式を\$190で売却するとすれば,1999年課税年度において\$5の短期資本利得を計上することになる。もし投資者が株式オプションを行使せずに売却したとすれば,資本的資産の売却の場合に準じて,資本的利得・損失を認識することになる。

最後に,1234A条オプション(Section 1243A options)について触れておきたい。I.R.C1234A条は,上述の課税規定で取り扱われていないすべてのオプションを対象とするものであり,主として不動産その他個人財産

(personal property)など市場で活発に取引されていない物財を対象としたオプションが対象とされる。かかるオプションの課税上の取扱いは、上述のエクィティ・オプションの場合と同様である。²³

Ⅵ 小 括

以上,アメリカにおけるデリバティブ課税は,デリバティブのタイプに即してその取扱いが定められたものであって,統一的かつ包括的な課税ルールは現段階では確立されていないといえよう。たとえば,デリバティブの公正価値評価は,先物契約や先物契約を原資産とする非エクィティ・オプションなどには適用されるものの,スワップ契約やエクィティ・タイプのオプションには原則として適用されない。これは,すべてのデリバティブについて統一的に公正価値で評価すべきであるとする会計上の取扱いとは著しくコントラストをなすものである。しかも,最近,負債と資本との両特性をもったハイブリッド商品(hybrid instrument)やクレジット・デリバティブ(credit derivative)といわれる新型のデリバティブ

が続々と開発されてきており、その課税上の取扱いは一層困難になってきた。これらの新型デリバティブの課税問題、そして、今回取り扱うことができなかった1997年8月のクリントン政権下で制定された1997年納税者税負担軽減法(The Taxpayer Relief Act of 1997)下でのデリバティブ課税については、次の研究に譲ることにしたい。

(注)

- 14 Reg. § 1・446 3. Notional principal contracts. 以下, 具体的取扱いについては次を参考にした。M.Anson, *op.cit.*, pp.121 - 133.
- 15 以下の設例は,次を参考にしている。Ibid., pp.123 125.
- 16 Ibid., p.128.
- 17 Ibid..
- 18 Ibid., p.129.
- 19 Internal Revenue Code, Sec.1234. Options to buy or sell; Sec.1234A. Gains or losses from certain terminations; Sec. 1256. Section 1256 contracts marked to market. 以下,具体的取扱いについては次を参考にした。M.Anson, op.cit., pp.144 150.
- 20 Ibid., p.145.
- 21 *Ibid.*.
- 22 Ibid., p.146.
- 23 Ibid., p.150.

